明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○金融商品取引法の一部を改正する法律（三一）
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（三三）
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（三四）　二　八　三
〔政　令〕
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（二四五）
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（二四六）　一四
〔省　令〕
○精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一一）
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（同一一二）
○タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四五）　一五　一六
〔告　示〕
○タクシー業務適正化特別措置法施行規程の一部を改正する告示（国土交通六九七）
○道路に関する件（関東地方整備局二六九～二七一）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、平成二十七年度公害防止管理者等国家試験、厚生年金基金解散・清算人就任関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一八

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法の一部を改正する法律（法律第三二号）（金融庁）

1　金融商品取引業者に係る登録拒否事由の追加

適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者等を金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとした。（第二九条の四第一項第一号イ・ロ及び第二号ニ～ヘ関係）

2　業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の方法の見直し

金融商品取引業者等に係る業務及び財産の状況に関する説明書類等について、インターネットを利用する方法により公表することもできることとした。（第四六条の四、第四七条の三、第五七条の四、第五七条の一六、第六六条の一七及び第六六条の一八関係）

3　適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し

㈠　適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外することとした。（第六三条第一項第一号及び第二号関係）

㈡　適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者等を定めることとした。（第六三条第二項～第七項関係）

㈢　特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものを行う場合に、当該適格機関投資家等特例業務に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出することとした。（第六三条第九項及び第一〇項関係）

㈣　特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用することとした。（第六三条第一一項関係）

㈤　特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこととした。（第六三条の四関係）

㈥　内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第六三条の五関係）

㈦　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができることとした。（第六三条の六関係）

㈧　裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加することとした。（第一九二条第一項関係）

㈨　適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこととした。（第一九七条の二、第一九八条の五、第一九八条の六、第二〇五条の二の三、第二〇八条及び第二〇九条関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（法律第三三号）（文部科学省）

1　趣旨

この法律は、平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会である